

◎岩手県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第81号）

- 1 この条例の公布の日から平成26年3月31日までの間における警察官の職員定数を増加することとした。（附則第4項、附則第5項関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第82号）

- 1 警察庁の職員又は他の都道府県警察の警察官であった者が岩手県の警察官となった場合における地域手当に関する特例措置を設けることとした。（附則第24項関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎東日本大震災津波復興基金条例（条例第83号）

- 1 県又は市町村が実施する東日本大震災津波（平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害をいう。）からの復興を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、東日本大震災津波復興基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）
- 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。（第4条関係）
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）
- 6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）
- 7 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第84号）

- 1 県民税
 - (1) 東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、平成22年に生じた損失の金額として、平成24年度以後の年度分の個人の県民税の雑損控除額の控除の特例を適用することができることとした。（附則第10条の3の2関係）
 - (2) 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、一定の要件の下、その居住用財産の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以後7年（現行3年）を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長することとした。（附則第18条の5関係）
 - (3) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除等について、東日本大震災のため、その買換資産等を予定期間内に取得等を行うことが困難となった場合には、一定の要件の下、その予定期間を2年の範囲内で延長することとした。（附則第18条の6関係）
- 2 不動産取得税
 - (1) 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会等が認めるもの（以下「被災農用地」という。）の平成23年3月11日における所有者（農業を営む者に限る。）等が、当該被災農用地に代わるものと局長が認める農用地を取得した場合において、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第23条の3関係）
 - (2) 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した農用地（以下「対象区域内農用地」という。）の同日における所有者（農業を営む者に限る。）等が、当該対象区域内農用地に代わるものと局長が認める農用地を取得した場合において、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3

月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。(附則第23条の3 関係)

3 その他所要の整備をすることとした。(附則第16条、附則第20条の2の2、附則第23条の3、附則第24条の7 関係)

4 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1条 関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2条 関係)

(3) 岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部を改正することとした。(附則第3条 関係)

◎災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第85号)

1 災害救助法施行令の一部改正に伴い、障害補償の額の算定の基準となる身体障害の程度を改めることとした。(別表 関係)

2 その他所要の整備をすることとした。(別表 関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項 関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項 関係)

◎県立自然公園条例及び岩手県自然環境保全条例の一部を改正する条例 (条例第86号)

1 県立自然公園条例の一部改正

国立公園及び国定公園に準じて、市町村が公園事業を執行する場合に知事の同意を要しないこととした。(第1条 関係)

2 岩手県自然環境保全条例の一部改正

自然環境保全地域に準じて、市町村等が保全事業を執行する場合に知事の同意を要しないこととした。(第2条 関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。(附則第1項 関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項 関係)

◎岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例 (条例第87号)

1 岩手県信用保証協会(以下「保証協会」という。)が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合における県の回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定め、もって中小企業者等の事業の再生の促進に資するというこの条例の目的について定めることとした。(第1条 関係)

2 定義について定めることとした。(第2条 関係)

3 県が保有する回収納付金を受け取る権利の放棄等について定めることとした。(第3条 関係)

4 求償権の放棄等を承認した場合における県議会への報告について定めることとした。(第4条 関係)

5 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第5条 関係)

6 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則 関係)

◎岩手の景観の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例 (条例第88号)

1 景観法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第3条、第6条 関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則 関係)

◎警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 (条例第89号)

1 盛岡市の町の区域の新設及び変更並びに字の区域の変更及び廃止に伴い、警察署の管轄区域を改めることとした。(第2条 関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。(附則 関係)